

周南市地域公共交通会議規約

平成27年4月1日制定

(目的)

第1条 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、周南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を周南市役所内に置く。

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画及び交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第4条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は次に掲げる者とする。

- (1) 周南市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は公共交通機関の利用者の代表
- (5) 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者

- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 道路管理者、山口県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長を置き、周南市長又はその指名する者をもって充てる。副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第7条 監事は委員のうちから会長が2名指名し、交通会議の出納監査を行う。

- 2 出納監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。
- 3 監事は、出納監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うことができる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第9条 交通会議に、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理

するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。
- 4 幹事会は、調査の経過及び内容を交通会議に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第10条 交通会議で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、周南市公共交通対策担当課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、交付金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第14条 委員等が会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月25日から施行する。